

山形県指定 蔵王鳥獣保護区

蔵王特別保護地区

指定計画書(再指定)(案)

平成30 年 9月

山 形 県

蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区 指定計画書（存続期間の更新）

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称
蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区
- (2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域
別添区域説明図のとおり
- (3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間
平成30年11月1日から平成50年10月31日まで（20年間）

2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

- (2) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置し、ブナ、アオモリトドマツ、ナナカマド、ミズナラ等の多彩な樹林が分布している。このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、坊平高原の仙人沢から、標高1,500メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯までの地域は、標高が高くなるにつれ、ブナーミズナラ群落、アオモリトドマツ－ダケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んだ自然が多く残されており、国内希少野生動物植物種のイヌワシの生息も確認されている。

また、ブナの天然林が残されている上山市坊平地区に、「山形県野鳥の森」を設置し、野鳥愛護の普及啓発の場として重要な位置付けをしており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、蔵王鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

- (3) 管理方針

- ア) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- イ) 登山者等によるゴミの投げ捨て等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

3 鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
ア) 鳥獣保護区特別保護地区の位置
蔵王国定公園内

イ 地形、地質等

標高1,500メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯から仙人沢までの地域は、火山活動の影響により、地形・地質が変化に富んでいる。

ウ 植物相の概要

標高1,600メートルまでは亜高山帯となり、アオモリトドマツ群落やナナカマド・ミネカエデ群落が主体となる。標高1,600メートル付近では、ハイマツを中心とした高山低木群落、さらに高所の熊野岳付近ではコマクサ・コメススキ群落等の高山帯の植生が点在している。

また、仙人沢の沢底には、ヤマハンノキなどの高木林が見られ、南側斜面にはウダイカンバ・ミズナラ群落が見られる。□

エ 動物相の概要

自然度の高い天然林帯、高山帯、溪谷を中心に生息する鳥獣が多く、多様な鳥獣の生息適地になっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

特になし

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 10本 (10)

※ () 内の数値は既設の本数

7 参考事項

(1) 当初指定 昭和59年11月 1日 (昭和59年10月 5日県告示第1308号)

(2) 経緯

ア 平成10年11月 1日 存続期間の更新 (平成10年10月16日県告示第1000号・1004号)

イ 平成20年11月 1日 存続期間の更新 (平成20年10月31日県告示第937号)

別表1 蔵王鳥獣保護区・蔵王特別保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	6,204 ha	-960 ha	5,244 ha	944 ha	ha	944 ha	ha	ha	ha
林野	6,074 ha	-960 ha	5,114 ha	944 ha	ha	944 ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	26 ha	ha	26 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	104 ha	ha	104 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	5,166 ha	-442 ha	4,724 ha	944 ha	ha	944 ha	ha	ha	ha
国有林	5,166 ha	-442 ha	4,724 ha	944 ha	ha	944 ha	ha	ha	ha
林野庁所管	5,166 ha	-442 ha	4,724 ha	944 ha	ha	944 ha	ha	ha	ha
制限林	3,950 ha	-442 ha	3,508 ha	880 ha	ha	880 ha	ha	ha	ha
保安林	3,950 ha	-442 ha	3,508 ha	880 ha	ha	880 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	1,216 ha	ha	1,216 ha	64 ha	ha	64 ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	1,012 ha	-518 ha	494 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	26 ha	ha	26 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	6,204 ha	-960 ha	5,244 ha	944 ha	ha	944 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	6,204 ha	-960 ha	5,244 ha	944 ha	ha	944 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	1,153 ha		1,153 ha	802 ha		802 ha			
特別地域	3,981 ha	-480 ha	3,501 ha	142 ha		142 ha			
普通地域	1,070 ha		1,070 ha						
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

鳥類

蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考		
カモ目	カモ科	オシドリ	DD	—	夏鳥		
		カルガモ	—	—	留鳥		
ハト目	ハト科	キジバト	—	—	留鳥		
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	—	—	夏鳥		
		○ ホトトギス	—	—	夏鳥		
		ツツドリ	—	—	夏鳥		
		○ カッコウ	—	—	夏鳥		
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	NT	EN	夏鳥		
アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	—	—	夏鳥		
タカ目	タカ科	トビ	—	—	留鳥		
		ノスリ	—	—	留鳥		
		イヌワシ	EN・天然記念物・国内希少	CR	留鳥		
ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	—	—	夏鳥		
キツツキ目	キツツキ科	○ コゲラ	—	—	留鳥		
		○ アカゲラ	—	—	留鳥		
		○ アオゲラ	—	—	留鳥		
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	—	—	留鳥		
スズメ目	モズ科	モズ	—	—	留鳥		
	カラス科	カケス	—	—	留鳥		
		ホシガラス	—	—	留鳥		
ハシボソガラス		—	—	留鳥			
ハシブトガラス		—	—	留鳥			
	キクイタダキ科	キクイタダキ	—	—	留鳥		
シジュウカラ科	○	コガラ	—	—	留鳥		
		ヤマガラ	—	—	留鳥		
		ヒガラ	—	—	留鳥		
		シジュウカラ	—	—	留鳥		
ヒバリ科		ヒバリ	—	—	夏鳥		
ツバメ科		ツバメ	—	—	夏鳥		
		コシアカツバメ	—	—	夏鳥		
		イワツバメ	—	—	夏鳥		
ウグイス科	○	ウグイス	—	—	留鳥		
		ヤブサメ	—	—	夏鳥		
エナガ科		エナガ	—	—	留鳥		
ムシクイ科		メボソムシクイ	—	—	夏鳥		
メジロ科		メジロ	—	—	留鳥		
ゴジュウカラ科		ゴジュウカラ	—	—	留鳥		
ミソサザイ科		ミソサザイ	—	—	留鳥		
カワガラス科		カワガラス	—	—	留鳥		
ヒタキ科		トラツグミ	—	—	留鳥		
		クロツグミ	—	—	夏鳥		
		シロハラ	—	—	留鳥		
		アカハラ	—	—	留鳥		
		ツグミ	—	—	冬鳥		
		コマドリ	—	—	夏鳥		
		コルリ	—	—	夏鳥		
		ルリビタキ	—	—	留鳥		
		キビタキ	—	—	夏鳥		
		オオルリ	—	—	夏鳥		
		イワヒバリ科		イワヒバリ	—	—	夏鳥
				カヤクグリ	—	—	夏鳥
		セキレイ科		キセキレイ	—	—	留鳥
				ビンズイ	—	—	夏鳥
タヒバリ	—			—	夏鳥		
アトリ科		アトリ	—	—	冬鳥		
		マヒワ	—	—	夏鳥		
		ウソ	—	—	留鳥		
		シメ	—	—	冬鳥		
		イカル	—	—	夏鳥		
ホオジロ科		ホオジロ	—	—	留鳥		
		カシラダカ	—	—	冬鳥		
		アオジ	—	—	留鳥		
		クロジ	—	—	夏鳥		
合計	10目	27科	63種				

(別表3)

獣類

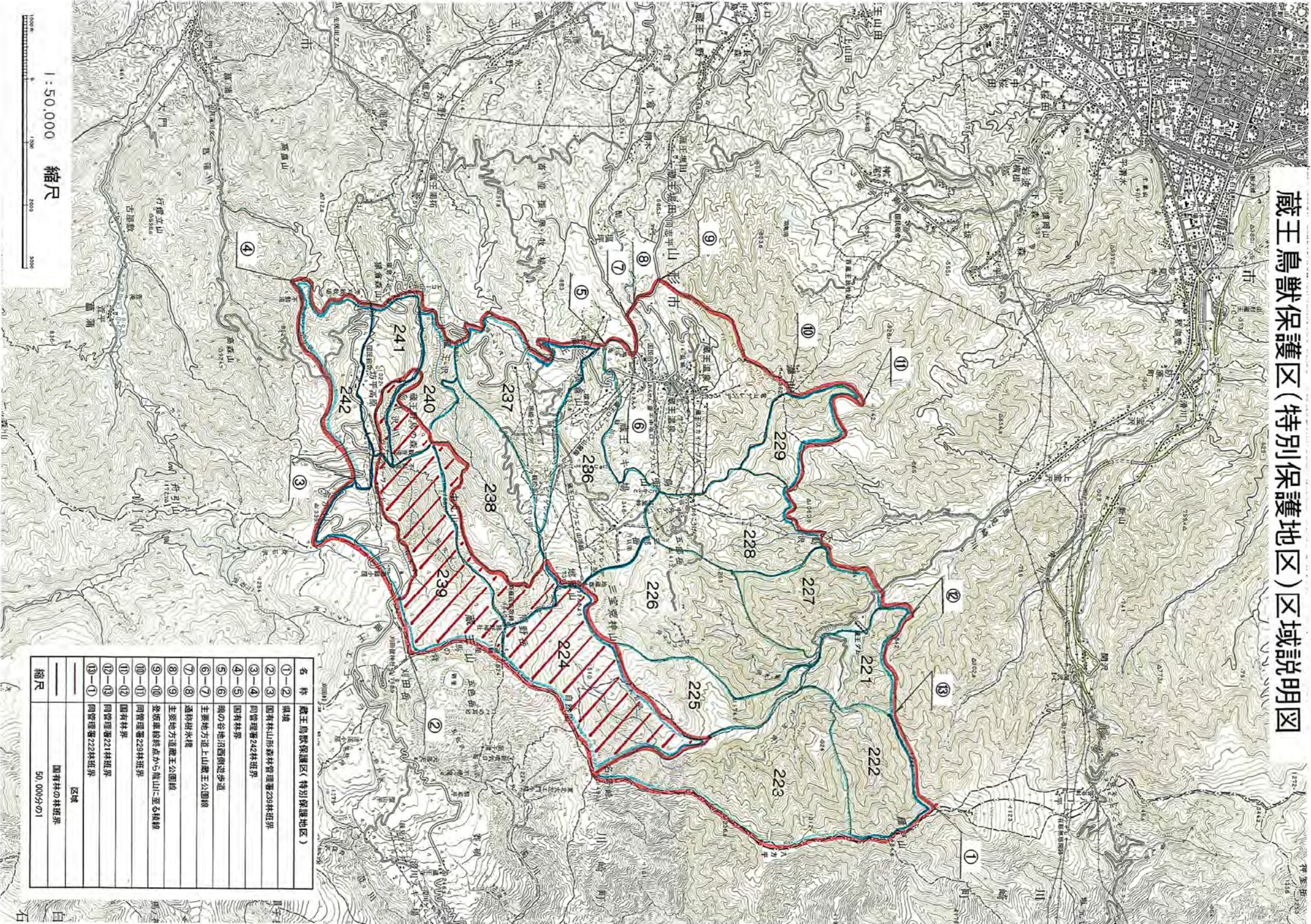
目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
サル目	オナガザル科	ニホンザル	—	—	
ネコ目	イヌ科	ホンドタヌキ	—	—	
		ホンドキツネ	—	—	
	イタチ科	ホンドテン	—	—	
	クマ科	ツキノワグマ	国際希少	—	
ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	特別天然記念物	要注目	
	イノシシ科	イノシシ	—	—	
ウサギ目	ウサギ科	トウホクノウサギ	—	—	
合計	4目	7科	8種		

(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成24年改訂)、県レッドリスト【鳥類】(2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】(2003)
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物:文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

蔵王鳥獣保護区(特別保護地区)区域説明図

名称	蔵王鳥獣保護区(特別保護地区)
①-②	境界
②-③	国有林山形森林管理署239林班界
③-④	同管理署242林班界
④-⑤	国有林界
⑤-⑥	周辺の各地河川西側遊歩道
⑥-⑦	主要地方道上山蔵王公園線
⑦-⑧	通林樹木標
⑧-⑨	主要地方道蔵王公園線
⑨-⑩	交差点(終点から龍山山に至る路線)
⑩-⑪	同管理署229林班界
⑪-⑫	国有林界
⑫-⑬	同管理署221林班界
⑬-⑭	同管理署222林班界
縮尺	国有林の林班界 50,000分の1



縮尺 1:50,000

